

ACSV MONTHLY LETTER

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられました。消費税は最終的に商品を購入し又はサービスを受ける消費者が負担することとなりますが、消費税を預かり、申告・納付するのは事業者となります。納付額は単純に6割増しとなりますので、これまでよりも厳密な資金管理が必要となります。

今号は消費税のあらまし①として、消費税の課税対象について説明します。

● 消費税が課税される取引

消費税の課税対象は次の要件を全て満たす取引となります。

① 国内取引	輸入取引は課税対象
② 事業者が行うもの	家事用資産の売却は課税対象外
③ 対価を得て行うもの	寄付金、補助金、利益の配当、宝くじの当選金などは原則として課税対象外
④ 資産の譲渡・貸付、役務の提供	

ただ、消費税の性格から課税対象になじまない又は社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引について、消費税を課税しない「非課税取引」としてしています。

主な非課税取引は以下の通りです。

土地の譲渡・貸付	印紙、商品券等の譲渡	住宅の貸付
有価証券の譲渡	国・地方公共団体等の手数料	医療制度に係る医療費、介護保険法に基づく介護費用、助産費
利子、保険料、保証料等	学校等の授業料	

会計ソフトの入力について（注意！）

財務応援や弥生会計などの会計ソフトは、平成26年3月31日までの日付で入力した仕訳は消費税率5%に、4月1日からは8%になるように設定されています。4月1日以降の入出金で旧税率の取引を仕訳する場合は、請求書等を確認し、その都度5%に手修正して入力して下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
5月	自動車税の納付	
6月	個人住民税納付（第1期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。